

○ 今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したものの(資料7)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
自動車事故対策機構	自動車事故対策機構役員名簿の一部開示決定に関する件	H17.9.27	H17.12.22	86	原処分の一部が妥当ではない旨の答申を受け、原処分の妥当性について再度慎重に検討した結果、処理に時間を要した。
日本郵政公社	提携コンビニエンスストアの直営店及び加盟店における小包郵便物の引受事務等の委託に伴う本社間契約の経緯について	H17.7.14	H18.3.8	234	異議申立人より、公社への口頭意見陳述の機会の付与を求められており、同人との調整に時間を要したため
琉球大学	平成14年1月30日付け発信した、学内医第48号の件名が記載されている学内文書処理簿(様式第3号)	H16.11.26	H17.6.20	205	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成13年度分の経理課の学外文書の「文書処理簿」(7月分、8月分、9月分、12月分、1月分、2月分、3月分)	H16.11.26	H17.6.20	205	〃
社会保険診療報酬支払基金	平成14年12月処理分保険医療機関からの疑義照会((医科)(審査企画課作成))	H17.3.29	H17.6.28	91	同時期に答申を受けたことから、開示決定までの時間を要した。
	平成14年12月処理分保険医療機関からの疑義照会((医科・歯科)(審査第2課作成))				
	本部への疑義照会(平成14年度)				
	遅延診療報酬請求書について(平成14年度)				
	再審査処理に係る担当者事務打合せ会記録(平成14年4月から平成15年5月まで)				
	不適切な再審査事例報告(平成14年度)	H17.2.22	H17.4.28	65	〃
	再審査部会記録(保険者申出分・歯科)(平成15年3月分)				